

各位

株式会社泉州銀行

住宅金融支援機構「フラット50」の取扱開始について

株式会社泉州銀行（頭取 吉田憲正）は、今後の長期優良住宅の普及を見据え、住宅金融支援機構の「フラット50」の取扱いを開始いたします。

「フラット50」は、お客さまのご返済期間を最長50年間とさせていただくことが可能であり、その間のお借入金利が全期間固定金利となる長期固定金利住宅ローンです。近畿の地方銀行としては初めての取扱いとなります。

記

1. 取扱開始日 平成21年8月3日（月）

2. 制度の概要

項目	内容
商品名	・ <センギン>住宅ローン フラット50
融資対象者	・ お借入申込時の年齢が満44歳未満の方 （親子リレー返済利用の場合は、満44歳以上も可能です）
資金使途	・ お申込人ご本人が自ら所有され、お住まいになるもしくは親族がお住まいになる新築住宅の建設・購入資金、中古住宅の購入資金 ・ 借換えにはご利用いただけません
融資対象住宅	・ 長期優良住宅 （※）であること ※ 長期優良住宅とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」〔平成20年法律第87号〕に基づき認定を受けた住宅をいいます ・ 住宅の耐久性などについて住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合していること
融資金額	・ 次のいずれにも該当すること ① 100万円以上6,000万円以内 ② 住宅建設費または購入価格の 60%以内 フラット35との併せ融資の場合は、住宅建設費または購入価格の100%以内
融資期間	・ 次のいずれかの短い方の期間内 ① 36年以上50年以内 （1年単位） ② 完済時の年齢が満80歳となるまでの年数
融資利率	・ 当行所定の 全期間（最長50年間）固定金利 ・ 「フラット35」とは別に定める金利となります ・ 融資利率は毎月見直しいたしますので、詳しくは当行のホームページでご確認ください

以上